

添付書類 1 (16) の記載例

次の区分に従って第 1 号～第 7 号と記載し、また告示 207 号の各項に該当する場合は、それも記載して下さい。

| | | | |
|---------|------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| | 低電圧（交流 600V 以下）で受電する施設 | 高電圧（交流 600V を超える）で受電し、試験場で測定したもの。 | 高電圧（交流 600V を超える）で受電され、設置場所で測定したもの。 |
| ※グループ 2 | 第 1 号 | 第 3 号 | 第 5 号 |
| ※グループ 1 | 第 2 号 | 第 4 号 | 第 6 号（定格入力電力 20KVA 超） |
| | | | 第 7 号（定格入力電力 20KVA 以下） |

※グループ 1

装置： グループ 1 は、この規格の適用範囲内で、グループ 2 装置に分類されない全ての装置を含む。

一般：試験装置

医療用電気装置

科学装置

半導体電力変換装置

動作周波数が 9 kHz 以下の工業用電気加熱装置

機械工具

工業プロセス測定制御装置

半導体製造装置

詳細：信号発生器、測定用受信機、周波数カウンタ、流量計、スペクトラムアナライザ、質量計、化学分析機器、電子顕微鏡、スイッチング電源及び半導体電力変換装置（装置に内蔵されていない場合）、半導体整流器/インバータ、半導体 AC 電力コントローラ内蔵抵抗加熱装置、アーク炉及び金属熔融炉、プラズマ・グロー放電ヒータ、X線診断装置、コンピュータ化断層撮影装置、患者監視装置、超音波診断・治療装置、工業用超音波洗浄機を除く超音波洗浄機、定格電流が 1 相当り 25 A を超える、半導体デバイスを内蔵する制御装置及びそれを組み込んだ装置

グループ 2

装置： グループ 2 は、材料の処理、検査、又は分析の目的で、電磁放射、誘導性結合、及び／又は容量性結合の形で周波数範囲 9 kHz から 400 GHz の無線周波数エネルギーを意図的に

発生して使用、又は使用のみを行う全ての ISM RF 装置を含む。

一般：マイクロ波給電 UV 照射機器

マイクロ波照明機器

動作周波数 9 kHz を超える工業用誘導加熱装置

家庭用誘導加熱調理器

誘電加熱装置

工業用マイクロ波加熱装置

家庭用電子レンジ

医療用電気装置

電気溶接装置

放電加工装置

教育訓練のための実演模型

詳細：金属溶解、ビレット加熱、素子加熱、溶接及び蝋付け、アーク溶接、アークスタッド溶接、抵抗溶接、スポット溶接、管溶接、木材接着、プラスチック溶接、プラスチック予熱、食品加工、ビスケット焼き、食品解凍、紙乾燥、繊維処理、接着、材料予熱、超短波治療装置、マイクロ波治療装置、磁気共振造影(MRI)、医療用高周波殺菌装置、高周波外科装置、結晶精製装置、高電圧テスラトランス・ベルト発生器などの実演模型、工業用高周波放電励起方式レーザー発生装置、工業用超音波機器

告示 207 号抜粋

- ・ 電気手術器（電気メス等） について

設置する建造物が低電圧（交流 600V 以下）で受電される場合は、「告示 207 号第 2 項」、また、高電圧（交流 600V を超える）で受電される場合は、「告示 207 号第 3 項」と記載して下さい。

- ・ 通信設備以外の高周波利用設備で、450 kHz 以下の周波数を利用するものは、「告示 207 号第 4 項」と記載して下さい。

- ・ 通信設備以外の高周波利用設備で、40.46 MHz または 41.14 MHz を利用するものは、「告示 207 号第 5 項」と記載して下さい。